

# JLMA

## 実用性能認定制度

### 附則 1 - 5

#### 試験所サーベイランス実施要領

－2016 年度版－

日本ロック工業会

## 改 正 履 歴

No.	改正年月日	該当部分	旧	改正後
1	2011. 12. 08	—	—	新規作成（2011 年度版）
2	2013. 09. 27	表紙	試験所サーベ インス実施要領書 2011 年度版	試験所サーベ インス実施要領 2014 年度版
		本文		
		3. 2. 1	様式第 12 号	様式第 10 号
		3. 3	様式第 10 号	様式第 8 号
3	2015. 02. 28	表紙	試験所サーベ インス実施要領書 2014 年度版	試験所サーベ インス実施要領書 2015 年度版 (内容確認し、変更なし)
4	2016. 04. 05	表紙	2015 年度版	2016 年度版
		目次	4. サーベイランス費用	3. 5 サーベイランス費用 4. 試験所間適合性確認 4. 1 実施時期と期限 4. 2 審査方法 4. 3 審査結果 4. 4 異議申し立て
		本文		
		4	—	(追加) 4. 試験所間適合性確認 4. 1 実施時期と期限 J LMA は J LMA 試験所として認定された試験所を 1 年毎に試験所間適合性確認を実施し試験結果の妥当性を確認する。 実施時期と期限は実用性能認定制度審査会で立案された試験計画による。

4	2016.04.05	4	-	<p>(追加)</p> <p>4. 2 審査方法</p> <p>J LMA試験所の試験結果の審査は、実用性能認定制度審査会にて立案された試験計画に基づき、試験所毎に実施された製品の試験データシートと試験結果報告書の比較により試験結果の妥当性を確認する。</p> <p>4. 3 審査結果</p> <p>J LMAは、実用性能認定制度審査会で確認された妥当性確認の結果を試験所間適合性確認報告書に記載し、審査委員会の承認を得た後、理事会に報告する。</p> <p>4. 4 異議申し立て</p> <p>J LMAは、試験所間適合性確認報告書の結果に対し、異議申し立てがある場合には審査委員会で内容を審議した上で当該試験所に回答する。</p>
---	------------	---	---	---

## 【目次】

1. 目的
2. 適用範囲
3. サーベイランス方法
  3. 1 実施時期と期限
  3. 2 審査方法
  3. 3 審査結果
  3. 4 異議申し立て
  3. 5 サーベイランス費用
4. 試験所間適合性確認
  4. 1 実施時期と期限
  4. 2 審査方法
  4. 3 審査結果
  4. 4 異議申し立て

1. 目的

J LMAは実用性能認定制度に基づき、認定を受けたJ LMA試験所の維持状態を確認するためにサーベイランスを行う。

2. 適用範囲

本要領書は実用性能認定制度に基づき、認定を受けたJ LMA試験所のサーベイランスについて適用する。

3. サーベイランス方法

3. 1 実施時期と期限

J LMAはJ LMA試験所として認定された試験所を3年毎にサーベイランスを実施し適合性が維持されていることを確認する。  
期限は3年目の認定日より前後3か月以内とする。

3. 2 審査方法

3. 2. 1. J LMA試験所の審査は、2名以上の審査委員がサーベイランス用チェックシート(様式第10号)に基づき実地検査を行う。
3. 2. 2. 審査委員は前回審査時の指摘事項及びその他観察事項の是正が実施されていることを確認する。

3. 3 審査結果

J LMAは審査結果が適正と判定された場合には、理事会決議を経て試験所適合性認定結果通知書(様式第8号)を発行しJ LMA試験所の継続を認定する。  
理事会決議までの間は審査委員会で決議の上、事務局から通知する。

3. 4 異議申し立て

J LMAは、申請又は認定拒否に対する申請者からの書面での異議申し立てに対し審査委員会で内容を審議した上で当該申請者に回答する。

3. 5. サーベイランス費用

実用性能認定制度料金表(附則1-4)による。

#### 4. 試験所間適合性確認

##### 4. 1 実施時期と期限

J LMAはJ LMA試験所として認定された試験所を1年毎に試験所間適合性確認を実施し試験結果の妥当性を確認する。  
実施時期と期限は実用性能認定制度審査会で立案された試験計画による。

##### 4. 2 審査方法

J LMA試験所の試験結果の審査は、実用性能認定制度審査会にて立案された試験計画に基づき、試験所毎に実施された製品の試験データシートと試験結果報告書の比較により試験結果の妥当性を確認する。

##### 4. 3 審査結果

J LMAは、実用性能認定制度審査会で確認された妥当性確認の結果を試験所間適合性確認報告書に記載し、審査委員会の承認を得た後、理事会に報告する。

##### 4. 4 異議申し立て

J LMAは、試験所間適合性確認報告書の結果に対し、異議申し立てがある場合には審査委員会で内容を審議した上で当該試験所に回答する。